## 最高裁判所 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所		令和7年7月2	28日 (月)	最高裁判所小会議室 (参集及びWEB会議)
<b>-</b>		委員長 角 田 (東京都立大学名	誠 4誉教授)	
委	員	委 員 金 子	裕 子 (公記	認会計士)
		委員都筑	満 雄 (明)	台大学法学部教授)
審議対象期間		令和6年10月1日から令和7年3月31日		
抽出案件				【(備考)
	工事			
		一般競争	1件	
		公募型及び工事 希望型指名競争	_	
		通常指名競争	_	
		随意契約	2件	
建設コンサ		サルタント業務		
		一般競争	_	
		プロポーザル方式	_	
		随意契約	_	
		総件数	3件	
		意見・質問		回答
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会による意見 の具申又は勧告の 内容		なし		

意 見 • 質 間 口 答

(裁判所における契約の状況について)

- ※ 令和6年度下半期に入札を実施した工事 の裁判所別の契約締結率、初度入札及び再度 入札別の結果、不調案件、入札参加者数の平 均値等について報告
- ・契約締結率や入札参加者数を見ると、大阪高 裁、名古屋高裁及び広島高裁の数値は比較的高 者への声掛けの強化や技術者要件の緩和が考 いのに対して、最高裁及び福岡高裁のそれは低」えられるが、規模が大きく、工期が長い工事 い。これは、最高裁が全国の規模の大きな工事 を担当しており、また、福岡高裁管内では民間 の工事や他省庁の工事が多く発注されている ことが原因と考えられるとのことであるが、こ のような裁判所ごとの状況の違いを踏まえた 対策を行っていないのか。
- ・令和6年度の低入札価格調査の実施割合は、 前年度から上昇している。競争が過熱したり、況を集計していない。今後、検討したい。 業者の都合により低価格で入札することがで きたといった個別事情により低入札になるこ とがあることは承知しているが、予定価格と実 勢価格が乖離している工事類型はあるのか。
- ・分析をするのであれば、もう一歩踏み込んで |・どのような視点から、どのような項目につ 行ってみてはいかがか。例えば、入札不調の原│いて分析するか、今後、検討したい。 因のうち、参加者なし・応札者なしの割合が高 い原因を議論したり、技術者要件を緩和した場 合の効果を収集するなどの取組をしないと、声 掛けなどの既存の対策しか出てこない。

- |・入札不調対策や参加者増加策としては、業 では、余裕期間の活用が効果的と考えられ、 |裁判所では令和7年度から導入したところで |あり、福岡高裁管内の新営工事を含め、規模 が大きな工事については、余裕期間を設定し | て最高裁において調達手続を進めている。ま た、入札対象となる工事は、令和7年度から 高裁から最高裁に集約して、最高裁が調達を することとしたため、各地域の状況を踏まえ て、各高裁と連携して対応していくことにな ると考えている。
- ・工事の類型ごとに低入札価格調査の実施状

意見・質問	回答
抽出案件について 1 甲府地家簡裁庁舎電気設備改修工事(再度) ※ 本件は、2者の入札があり(いずれも予定価格内)、最低価格であった者の入札価格が予定価格の約60%であったが、低入札価格調査の結果、最低価格であった者と契約を締結したものである。	
・A者、B者いずれも調査基準価格を下回っていたのであれば、公共建築工事標準単価積算基準が時代に合わなくなっているのではないか。	・予定価格の積算に当たっては、なるべく直 近の単価を採用しているが、刊行物の場合、 調査から発刊までの間に時間差が生じてしま うので、リアルタイムの価格が反映されない 可能性はある。
・1回目の公告で参加申請がなく、2回目の公告で参加申請があったのはなぜか。	・本件の前に実施した同規模のLED改修工事では複数の参加申請があったが、本件では、時期に問題があったためか、1回目の公告では参加申請がなかったので、2回目の公告では業者への声掛けを行った。
・最終的にB者と契約を締結しているが、B者の入札価格がA者のそれよりも低かったのか。	・本件は総合評価落札方式であり、施工体制 評価点はA者の方が高かったが、それ以上に B者の入札価格が低かったため、評価値はB の方が高く、逆転は起こらなかった。
・本件とは逆に、予定価格を超過した案件があれば、よい検証材料になると思う。このような検証を踏まえた上で、別の案件の分析を行うことにより、本件の検討が意義のあるものになるのではないか。	

回答

- 2 東京高地簡裁庁舎改修1期工事設計変更
  - ※ 原契約は、庁舎の間仕切改修(これに伴う電気・機械設備改修を含む)及びアスベスト改修を行うものであり、本件設計変更により、請負代金額のスライド変更、アスベスト封じ込め数量の追加、アスベスト空気環境測定の追加、改修後の間仕切り変更などをした。いずれも、原契約と密接に関連していることから随意契約としたものである。
- ・「第3回設計変更」の「第3回」とはどのような意味か。
- ・第2回、第3回の設計変更を行った理由は何か。
- ・裁判所には法廷があるのであるから、本件の 設計変更の原因となった事情は、大手の建設会 社としては認識すべきことである。アスベスト の位置やその飛散防止策などのノウハウも持 っているが、それが社内で伝播していない。こ れが建設業界の問題である。
- ・建設会社はリスクヘッジすることで成り立っており、すべてのリスクを発注者に負担させるのはいかがなものかと思う。

落札価格が事後的に上がることになってしまう。できるだけ当初発注に含めるべきところ、 全部を含めることはできないことは分かるが、 3回というのは引っかかる。

- ・本件設計変更を第1回として、本件の後に、 第2回、第3回の設計変更を行っている。
- ・第1回設計変更と同じように、地下1階、 3階、18階と段階的に行われる工事の進展 によって判明した事情に応じて第2回、第3 回設計変更を行った。

意見・質問	回 答
3 鳥取地家簡裁庁舎新営機械設備工事(再度) ※ 一般競争入札を実施したものの、入札が不調となったため、会計法第29条の3第5項、予決令第99条の2に基づき、随意契約を実施したものである。	
見積依頼をした2者から契約相手を選定し た基準は何か。	・2者のうち、見積合わせに参加したのは1 者のみであった。
・この2者は、もともと工事があることは認識 していたが、入札には参加していなかったの か。	
・以上、3件の審議案件について、入札契約手続が適正に行われていると思料する。	